

電気通信番号規則の制定等について

平成31年3月
総務省
総合通信基盤局

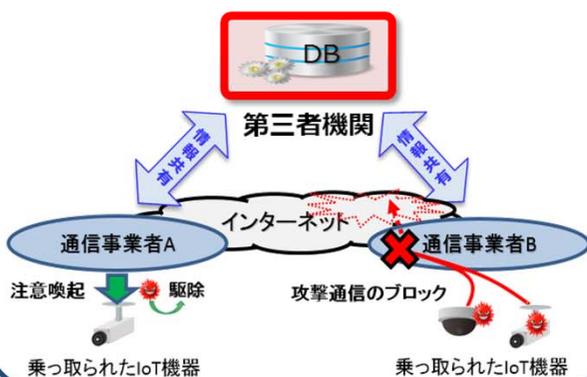
背景

- 平成30年5月23日に公布された電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行に伴い、電気通信番号規則の制定等の電気通信番号に関する制度整備を実施

①深刻化するサイバー攻撃への通信事業者の対処の促進

- IoT機器を悪用したサイバー攻撃によるインターネット障害の深刻化
- サイバー攻撃の送信元となるマルウェア感染機器などの情報を共有するための制度を整備し、通信事業者による利用者への注意喚起・攻撃通信のブロック等を促進

第三者機関を通じた情報共有による対処



②電気通信番号に関する制度整備

- モバイル化・IoT化に伴う番号ニーズの増大による番号の逼迫やIP網移行に対応した全ての事業者による番号管理の必要性
- 番号の公平・効率的な使用と電話サービスの円滑な提供のため、使用条件を付して事業者に番号を割り当てるための制度を整備

番号の逼迫状況や効率的な使用

■ 番号の逼迫状況

番号	用途	指定率 (指定数/全番号)	使用率 (使用数/指定数)
070/080/090	携帯電話・PHS	90.4%	70.3%
0120	着信課金	99.2%	55.3%

※ その他、固定電話(0AB-J番号)の市外局番は、全国(582地域)のうち138地域で指定率が80%以上(平均使用率が18.6%)

■ 番号ポータビリティ(電話番号の持ち運び)

固定電話は現在、NTT東西から他事業者への片方向のみ。今後、携帯電話と同様、双方向番号ポータビリティを実現

③電気通信業務等の休廃止に係る利用者保護

- IP網移行や通信設備の更改等を背景として利用者への影響が大きい業務等の終了が予定
- 事業者が業務の休廃止に伴い行う利用者周知について、行政が予め確認するための制度を整備

例：廃止予定のINSサービスの用途



施行期日

法律の施行日と同じ
(法律の公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日)

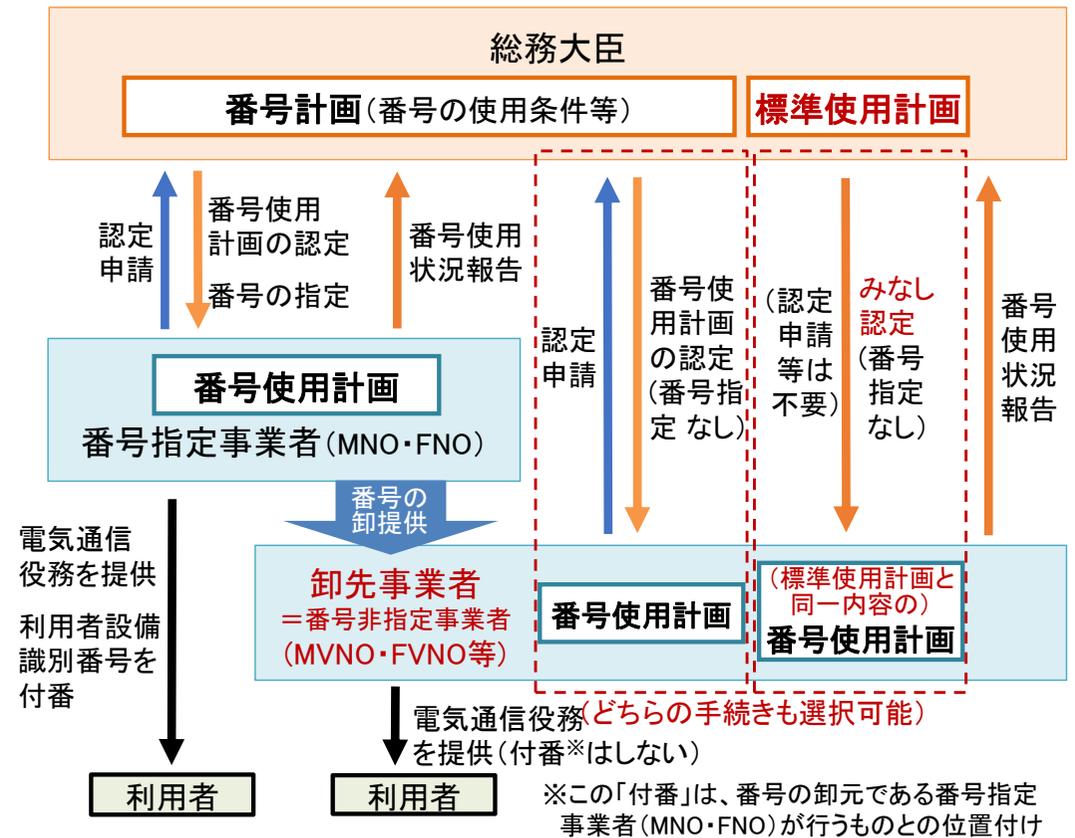
制度整備後の手続きの概要

■ 電気通信番号の公平・効率的な使用と電話サービスの円滑な提供のため、使用条件を付して電気通信事業者に電気通信番号を割り当てるための制度を整備。

電気通信番号使用に関する手続き

- 総務大臣は、電気通信番号計画(告示※)を作成・公示(新事業法第50条第2項)
 - ※ 電気通信番号の種類ごとに、提供役務の内容、使用の条件(重要通信、番号ポータビリティ、使用期限等)等を記載
- 電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用しようとする電気通信事業者は、電気通信番号計画に従って電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣の認定を受けなければならない(新事業法第50条の2第1項)
- 総務大臣は、電気通信番号使用計画が電気通信番号計画に照らし適切なものであること等を審査し、認定(併せて電気通信番号を指定)(新事業法第50条の4第1項)
- 卸先事業者(MVNO・FVNO等)についても、次のいずれかの手続きが必要
 - 電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣の認定を受ける
 - 標準電気通信番号使用計画と同一の電気通信番号使用計画を作成(新事業法第50条の2第3項)(この場合、総務大臣の認定を受けたものとみなされる)

【手続きのイメージ】



電気通信番号の適正使用に関する担保措置

- 認定された電気通信番号使用計画に従って、指定があった電気通信番号を使用しなければならない(新事業法第50条第1項)
- 違反した場合は、総務大臣による適合命令(新事業法第51条)
- 適合命令に従わない場合は認定の取消し(新事業法第50条の9第4号)

(略称) 番号計画 = 電気通信番号計画
 番号使用計画 = 電気通信番号使用計画
 標準使用計画 = 標準電気通信番号使用計画

新設、改正する省令・告示等

- **電気通信番号規則** (新設する省令 (併せて現行の電気通信番号規則を廃止))

- 電気通信番号使用計画の記載事項
- 電気通信番号使用計画の認定申請の手続き (申請様式等)
- 電気通信番号使用計画の認定の基準
- 電気通信番号の管理の引継ぎ
- 利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定に関する規定

- **電気通信番号計画** (新設する告示)

⇒ 電気通信事業者が、電気通信番号使用計画の認定及び電気通信番号の指定を受ける際の基準

- 電気通信番号の種類別、識別する電気通信設備・役務の種類・内容
- 電気通信番号の使用に関する条件
 - ✓ 重要通信の取扱いに関する条件
 - ✓ 番号ポータビリティに関する条件
 - ✓ 使用の期限
 - ✓ その他の条件

- **標準電気通信番号使用計画** (新設する告示)

⇒ 番号非指定事業者が「みなし認定」を受ける際の基準

- 電気通信事業法施行規則 (昭和60年郵政省令第25号)

- 電気通信事業報告規則 (昭和63年郵政省令第46号)

- 電気通信番号の使用状況の報告
- 「みなし認定」を受けた者が作成した電気通信番号使用計画に関する報告

- その他省令の整備 (電気通信番号規則を引用する規定等)

- その他告示等の整備

※電気通信事業法関係審査基準 (平成13年1月6日総務省訓令第75号) その他電気通信番号規則を引用する規定等



今回の諮問の対象

電気通信番号の種類

- 電気通信番号のうち電気通信事業者が利用者に直接付番する番号(利用者設備識別番号)については、総務大臣が、電気通信事業者の電気通信番号使用計画の認定と併せて必要な指定を行う(利用者に直接付番しない利用者設備識別番号以外の番号については、審査事項・手続きを簡略化して総務大臣が指定を行う。)

利用者設備識別番号

主な電気通信番号の種類		用途等
固定電話番号	0AB～J	固定電話番号
付加的役務電話番号	0120、0800、0570等	付加的なサービス(着信課金等)の番号
音声伝送携帯電話番号	070、080、090	携帯電話・PHS番号
データ伝送携帯電話番号	020	M2M等専用番号
特定IP電話番号	050	IP電話番号
無線呼出番号	0204	無線呼出の番号
IMSI	44から始まる15桁の数字	携帯電話の端末設備の認証に使用する番号

利用者設備識別番号以外の電気通信番号(事業者設備等識別番号)

主な電気通信番号の種類		用途等
事業者設備識別番号	00XY、0091XY	電気通信事業者を識別する番号
付加的役務識別番号	1XY(177、184等)	付加的なサービスの番号
緊急通報番号	110、118、119	緊急機関への通報に使用する番号
プレフィックス	0、010	国内プレフィックス、国際プレフィックス

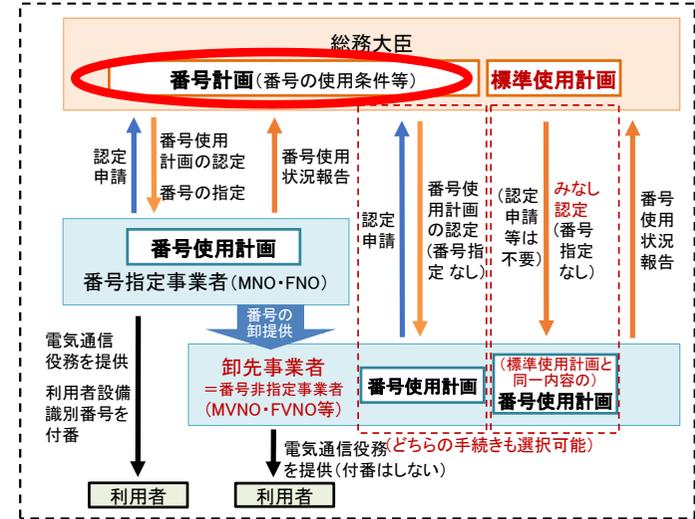
電気通信番号計画①

■ 総務大臣は、電気通信番号のほか、識別する電気通信設備等、使用に関する条件(重要通信の取扱いに関する条件、番号ポータビリティに関する条件、使用期限等)等の項目を整理した電気通信番号計画を一覧表の形で作成。

規定イメージ

利用者設備識別番号に関する事項

電気通信番号の種類	電気通信番号の構成	電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容	電気通信番号の使用に関する条件
固定電話番号	0ABCDEFGHIJ (ただし、英字は十進数字とし、ABCDEは、市町村の区域を勘案して別表第1に定めるところに従い、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)	固定端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等(特定接続電話番号により識別するものを除く。)	第1 重要通信の取扱いについては、次のとおりとする。 1 利用者が緊急通報を行うことが可能であること。(以下略) 第2 番号ポータビリティについては、次のとおりとする。 1 平成37年1月末日までに、(略)番号ポータビリティを可能とし、そのために必要な措置を講ずること。(以下略) 第3 自ら指定を受けて固定電話番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。 1 固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備及び当該伝送路設備を識別する交換設備を設置すること。(以下略) 第4 電話転送役務(略)を提供する者にあつては、次のとおりとする。 1 電話転送役務の提供に関する契約を締結するに際しては、次に掲げるところにより、最終利用者の確認を行うこと。(以下略)



規定内容例(固定電話番号)

電気通信番号の種類	固定電話番号
電気通信番号の構成	(0)ABCDEFGHIJ (ABCDEは番号区画に従い、総務大臣の指定により定めるものとする)
電気通信番号により識別する電気通信設備等	固定端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等
電気通信番号の使用に関する条件	○利用者が緊急通報を行うことが可能であること ○番号ポータビリティを利用できるようにすること ○必要な設備の設置、網間信号接続、転送電話に関する条件 等

- 「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」(平成30年9月情報通信審議会答申)を受けて、固定電話番号を使用する電話転送役務に関する規定を追加(電気通信番号計画、電気通信事業報告規則)。

※ 既存サービスが改正規定を満たさない場合については、3年間の経過措置を規定(ただし、本人確認の実施及び電気通信事業報告規則に基づく報告は求める)

追加した主な規定内容

● 地理的識別性等の確保に関する規定

- ▶ 利用者の本人確認(犯罪による収益の移転防止に関する法律に規定する本人特定事項の確認に準じた確認)。
- ▶ 利用者の活動の拠点が、番号区画(固定電話番号の市外局番に応じた区域) 内にあることの確認※1,2。
- ▶ 固定端末系伝送路設備の一端が、利用者の活動の拠点に設置されていることの確認※2。

※1 利用者の拠点が複数存在する場合には、固定端末系伝送路設備の一端が設置された拠点及び主たる活動の拠点のいずれについても確認。

※2 既に固定電話番号を使用した電気通信役務(電話転送を除く。)の提供を受けている利用者に対して、当該役務に係る固定端末系伝送路設備(利用者の拠点到設置されたものに限る。)を使用して電話転送を提供する場合等を除く。

● 通話品質の確保に関する規定

- ▶ 電話転送の用に供する電気通信回線設備について、固定電話、携帯電話、050IP電話と同程度の品質を満たすことの確認※3。

※3 発信転送を行う場合であって、品質を満たしていない旨を通知する措置、又は発信元番号を通知しない措置を講じているとき等を除く。

● 緊急通報に関する規定

- ▶ 緊急通報の利用者を誤認させるおそれがある場合は、
 - ▶ 発信転送による緊急通報を可能としない措置を講じる。
 - ▶ 利用者が緊急通報を代替して提供するための措置を講じる。
 - ▶ 発信転送による緊急通報を利用できないことについて利用者に説明を行う。

● 転送電話の提供状況の把握に関する規定 (電気通信事業報告規則の改正)

- **固定電話番号(0AB~J番号)**を使う電話は、「**市外局番による地域性**」、「**高い通話品質**」、「**緊急通報が可能**」といった要件が制度的上義務付けられており、社会的信頼性を得ながら国民生活に広く浸透。
- **転送電話**により、実際は東京・大阪にいない人が相手に「03」「06」の固定電話番号を表示して電話をかけたり、携帯電話(090等)やIP電話(050)からかけた電話を**固定電話からかけたように装うことも可能**。
- こうしたサービスは、**法人ユーザに一定のニーズがあるが**、固定電話自体の**地域性や社会的信頼性に疑義が生じていく**ものであり、これまで十分なルールが整備されていなかった。
- このため、**情報通信審議会**(電気通信事業政策部会・電気通信番号政策委員会)において、平成30年4月から、事業者や一般消費者の意見も聞きながら、固定電話番号を使用する転送電話に関する検討を実施し、**平成30年9月に答申**。

<固定電話番号を使用した転送電話の例>



通話品質の識別性の確保

固定・携帯・050IP電話と同等品質を確保
(満たせない場合は利用者への通知措置)

地理的識別性・社会的信頼性の確保

住所確認・本人確認を徹底
端末系伝送路等の確保

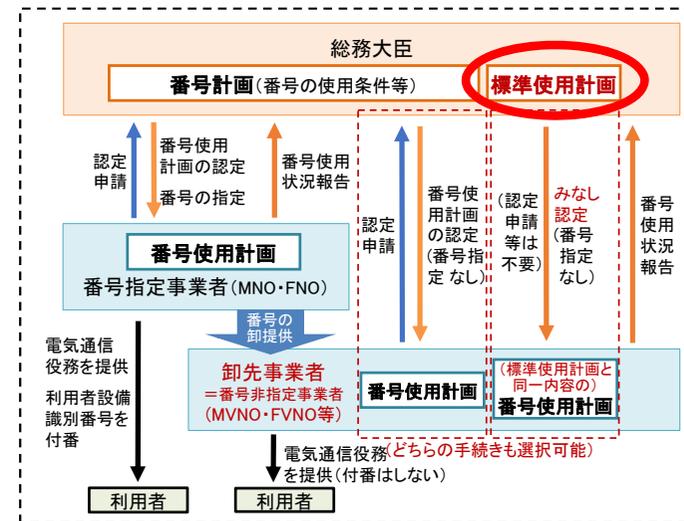
番号非指定事業者による転送電話

番号使用計画や定期報告などにより
転送に係る卸提供の状況を総務省が把握

- 番号非指定事業者であるMVNO・FVNO等の適切な番号使用を確保するとともに、その負担を軽減するため、標準電気通信番号使用計画(告示)を定め、これと同一の電気通信番号使用計画を作成した場合には、総務大臣の認定を受けたものとみなすこととする(新事業法第50条の2第3項)。

標準電気通信番号使用計画の記載項目

- 電気通信番号の使用に関する事項
 - 電気通信番号計画に定める、電気通信番号の使用に関する基本的事項を遵守する旨
 - 電気通信番号計画の定めに従い、電気通信番号をその種別に応じ適正に使用する旨
 - 卸元事業者が作成し、認定を受けた電気通信番号使用計画を遵守し、これに従う旨
- 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容
- 電気通信番号の使用に必要なとなる電気通信設備の構成図
- 電気通信番号の管理に関する事項
- 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項



次の2つの類型を規定

- ① 電気通信役務の内容・電気通信設備の構成等が、卸元電気通信事業者のものとなる場合
→卸元電気通信事業者の名称等の記載により作成
- ② 固定電話番号、携帯電話番号等であって、電気通信役務の内容・電気通信設備の構成が、卸元電気通信事業者と異なる場合
→卸元電気通信事業者の名称等の記載に加え、異なる部分について具体的かつ明確に記載

※ 固定電話番号を使用して転送電話を行う場合は、①に該当する場合のみみなし認定を受けることができる。

類型①

卸元電気通信事業者に係る電気通信役務・電気通信設備

卸先電気通信事業者に係る電気通信役務・電気通信設備

類型②

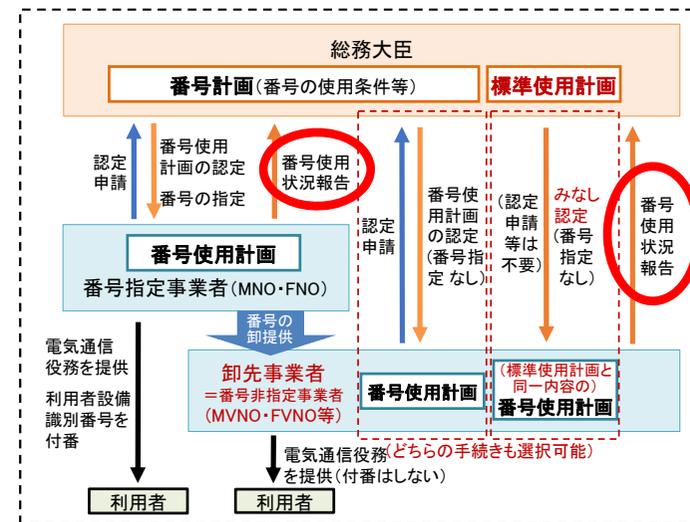
卸元電気通信事業者に係る電気通信役務・電気通信設備

卸先電気通信事業者に係る電気通信役務・電気通信設備

差分について、具体的かつ明確となるように記載

※電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項が変更となる場合は、類型②に該当せず認定申請が必要

- 電気通信番号の使用条件の遵守等を求めることとした改正事業法の趣旨等を踏まえ、以下の対応を求め、番号の使用に関する状況把握の充実を図る(電気通信事業報告規則)。
 - 番号指定事業者に加え、卸先事業者(MVNO・FVNO等)に対しても報告(毎年度末時点での報告)を求める
 - 電気通信番号の卸提供の状況(卸番号数、卸元/卸先事業者名、卸番号の使用状況等)等に関する報告(毎年度末時点での報告)を求める



● 電気通信番号の使用状況を報告(番号使用数、未使用数、休止数についてもより詳細に状況を把握)

新設

番号指定事業者

- 番号使用数
- 未使用数
- 番号休止数
- 電話転送に係る番号数
- 卸電気通信役務等に係る番号数
- 卸先事業者の情報
- 番号ポータビリティの状況 等

新設

卸先事業者

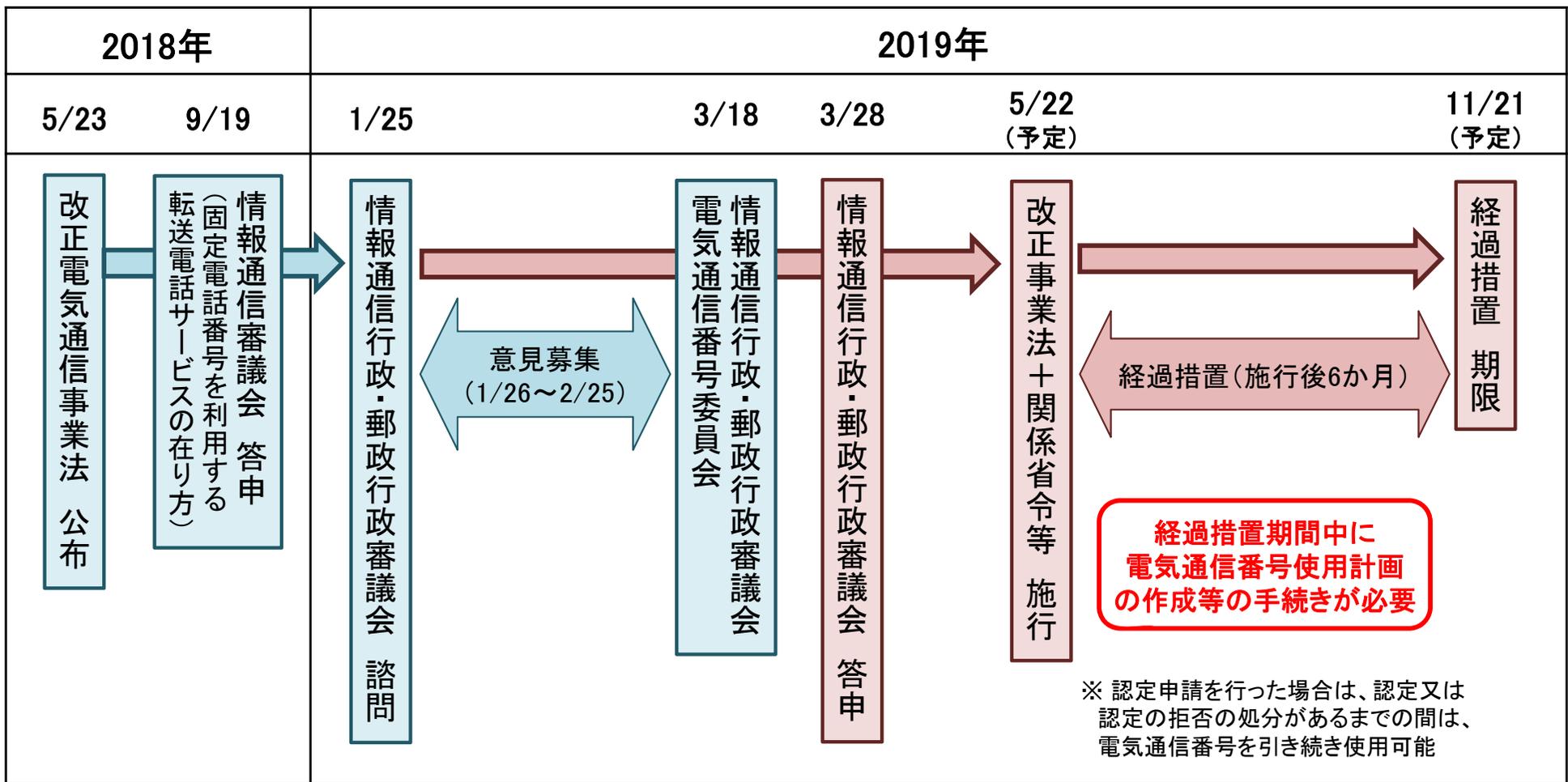
- 番号使用数
- 未使用数
- 電話転送に係る番号数
- 卸電気通信役務等に係る番号数
- 卸元事業者の情報
- 卸先事業者の情報(二次卸以降の取引がある場合)
- 番号ポータビリティの状況※ 等

※番号指定事業者から併せて報告を求める情報

- 標準電気通信番号使用計画と同一の電気通信番号使用計画を定めた者(みなし認定の対象者)は、計画を作成した日及び最後に変更した日を報告

制度整備におけるスケジュール

- 今回諮問する省令・告示は、改正事業法と同日の施行を予定。
- 電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用しようとする電気通信事業者は、上記規定の施行後6ヶ月以内に同規定に基づく使用計画の認定を受けるための申請を行う必要がある(みなし認定の例外あり)。



※ 電気通信事業法関係審査基準等の改正案(諮問対象外)についても、2019年3月12日から同年4月10日までの間で意見募集を実施しており、改正事業法と同日の施行を予定。